

**公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会**  
**令和6年度第2回財団法人部会 議事要旨**

**I 日 時** 令和6年9月4日(水) 14:00~16:00

**II 会議開催** 沖縄県北部合同庁舎2階 大会議室

**III 参加者**

**<部会長>**

沖縄県保健医療介護部 喜舎場医療介護統括監

**<部会員>**

名護市	伊野波市民部長
国頭村	金城福祉課長
大宜味村	藤田保健衛生係長(代理出席)
東村	平田福祉保健課長
今帰仁村	宮里健康づくり推進課長
本部町	大濱健康づくり推進課長
恩納村	當山健康保険課長
宜野座村	野辺健康福祉課参事
金武町	島袋保健福祉課長(欠席)
伊江村	万寿医療保健課長
伊是名村	前川住民福祉課長(欠席)
伊平屋村	新垣住民課長
北部地区医師会	稲嶺事務局長
北部地区医師会病院	山城事務長
沖縄県立北部病院	高原事務部長
沖縄県病院事業局	宮里総務企画課長
沖縄県北部医療組合	下地事務局長

**<事務局>**

沖縄県保健医療介護部

沖縄県北部医療組合事務局

(オブザーバー参加) 辻・本郷税理士法人 喜久永氏、戸塚氏

辻・本郷社会保険労務士法人 吉元氏

**IV 議事要旨**

**1 開会**

第2回財団法人部会開催にあたり、部会長より部会員へ参加のお礼と事業進捗報告として、前回5月14日当部会終了後、6月28日に幹事会、7月4日に協議会を開催し、

協議事項として「財団法人の評議員及び理事等の選出方法について」の承認を頂き、報告事項として「国への要請事項」「実施設計の進捗について」「実施設計を踏まえた概算整備費と収支見通しについて」等の報告がおこなわれた。

また、今回部会員の交代があり宜野座村健康福祉課の野辺参事から挨拶がおこなわれた。

## 2 要請について

事務局より、資料に基づき「公立沖縄北部医療センター要請について」の報告がおこなわれた。

また、第3回目の要請は11月中旬から11月下旬を候補として、各市町村及び北部医療組合との調整の上で具体的な日程を決める予定である事が報告された。

(主な意見、質疑等)

特段の意見や質問はでなかった。

## 3 報告事項

### (1) 定款案及び諸規程(案)について

事務局より、資料に基づき「定款(案)における一般財団法人北部医療財団の設置目的及び事業について」、「定款(案)の規定に基づく一般財団法人北部医療財団の位置づけ(理事長・組織体制)について」、「その他所要の条文追加等について」「諸規程の進捗状況について」説明がおこなわれた。

(主な意見、質疑等)

特段の意見や質問は無く、報告通りに進める事が確認された。

### (2) 諸規程検討に係る県内病院調査について

事務局より、資料に基づき「諸規程検討に係る県内病院調査について」説明がおこなわれた。

(主な意見、質疑等)

○今回の調査は、県立病院は調査対象とはなっていないとの認識でよいか。

⇒認識の通りである。今回の調査対象は、県立病院を除く中南部圏域の急性期医療機関である。

○今後予定されている転籍意向に関するアンケートの設問例の中に「北部地区医師会病院と同じ水準以上」等と記載されているが、同病院のデータを開示する事になるのか。また、当アンケートは県立病院に対しても同じ内容のアンケートを提示する想定か。

新病院では北部地区医師会病院の労働条件を適用することとなっているが、県立病院職員からすると給与が下がる事となり、どのように転籍に応じてもらうか大きな課題と懸念がある。

⇒今回の調査結果に加えて、公表されている県立病院のデータを加えてアンケートを実施する事を想定している。また給与面の他にどのような条件であれば転籍しても良いと考えるか等の具体的な勤務条件に係る設問によって、諸規程の作成に向けた基礎資料となる事を想定したものである。これまで実施したアンケートの回答率が低い理由として、給与面や待遇面が不明瞭な中では回答できないというご指摘があった事から、これらについて少しでも明確にできればと検討を進めているところである。

- 当調査票を事務局と共に作成した経緯がある。前回までのアンケート調査のフリーコメントを見ると、北部地区医師会病院の看護師は現在の給与や待遇面について、県立病院と比べて著しく良くないと捉えており、そこが改善されるか否かが論点となっているため、転籍意向調査の回答率が低い傾向にあると推測した。そのため県立病院だけでなく、県内急性期病院の情報も併せて提示することが重要と考えた。今回の調査結果で県内同規模の医療施設と比較しても北部地区医師会病院の待遇は遜色無い事が示されたものと理解している。今回の調査結果を県立病院に対して提示することが転籍につながるかはわからないが、北部地区医師会病院としては看護師の転籍を促せる良い資料になり得るのではないかと。

⇒補足として、県立病院へのアンケートについては病院事業局と調整を行い、北部地区医師会病院へアンケートを実施する前には北部地区医師会と十分に調整を行った上で、進めていく予定である。

### **(3) 評議員及び理事長等の選出方法について**

事務局より、資料に基づき「評議員及び理事等の選出方法について」の説明がおこなわれた。

#### **(主な意見、質疑等)**

特段の意見や質問は無く、報告通りに進める事が確認された。

### **(4) 組織体制について**

事務局より、資料に基づき「組織体制について」の説明がおこなわれた。

#### **(主な意見、質疑等)**

特段の意見や質問は無く、報告通りに進める事が確認された。

## (5)今後のスケジュールについて

事務局より、資料に基づき「今後のスケジュールについて」の説明がおこなわれた。

### (主な意見、質疑等)

- 財団事務所の設置場所は、北部圏域を想定しているか、或いは県内全域を想定しているのか。  
⇒北部圏域を想定している。
- 定款第15条において、「各年度の総額が20万円を超えない範囲」の報酬とあるが、1名あたり20万円を超えない範囲と理解して良いか。  
⇒認識の通りである。
- 定款第19条4項において、「招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催する事ができる」とあるが、どのような開催を想定しているのか。  
⇒設立総会時や、理事会の直後に評議員会を開催する場合など、全員の同意があれば書面やメール通知の手続きを経る事なく、招集可能とする等を想定している。
- 定款第26条4項において、「副理事長」の記載があるが、資料2においては副理事長の記載がない。専務理事以外の理事から副理事長を選出する想定か。  
⇒現段階で組織図上、副理事長を置く想定はないが、令和10年度以降に副理事長を配置する事がある場合、定款変更等の手続きが発生するため、現段階から定款に盛り込む事とした。
- 定款には入れておくが、令和10年度の段階では想定していないとの理解で良いか  
⇒財団設立時は想定していないという意味合いである。
- 組織体制について、県では理事長以下常勤者14名、非常勤2名を令和7年度予算等に係る内部の調整を行っているが、現段階で確定したものではなく、今後変更となることもあるのでご留意いただきたい。
- 定款第26条に記載されている代表理事、専務理事、業務執行理事等の役割と責任範囲について教えて頂きたい。法律上の建付けなど分かりやすい資料があればご提供頂きたい。  
⇒了解した。改めて資料提供をおこなう。
- 看護師の確保に向けては、北部地区医師会病院と県立病院との給与水準の面で課題がある。基本計画では3年を目途に県立病院からの派遣検討も明記されており、事務局が昨年度実施した公立沖縄北部医療センターに関するアンケートにおいても、身分を県立病院に残したまま北部医療センターへの派遣となるのであれば応じるという回答もあったため、病院事業局において派遣が可能となるよう検討を進めて頂きたい。  
⇒公益的法人派遣の手続きを行えば、病院事業局から財団へ派遣する事は問題ないと思われる。課題となる給与面については、病院事業局が現給補償等の調整が出来るが良い。財団法人設立後は財団と病院事業局との詳細な調整が必要となるが、公立

- 沖縄北部医療センター立ち上げのため、ご協力頂きたい。
- ⇒了解した。派遣について内部調整を進めるが、病院労働組合との関係もあるため、待遇面含めた諸条件について情報共有しつつ進めていきたい。
- 出捐金の予算計上に伴い、役所内での速やかな事務処理のために沖縄県より通知文書を出して頂きたい。
- ⇒本来は財団から自治体へ通知するものであるが、現段階では財団設立前であるため、県から先行事例収集の上、通知文書を送付する。
- 各市町村から理事、評議員推薦との事であるが、各自治体どの役職を想定しているか。
- ⇒先行事例の新潟県魚沼基幹病院の一般財団法人では、理事に選出されている市町村はいずれも首長が理事を務めているがその限りではない。前回会議でも議論されているが、財団運営となると会議開催頻度が高くなる事も想定されるため、総合的に検討する必要がある。不明な点があれば、改めて県まで問い合わせを頂きたい。
- 定款案第17条(4)事業計画書及び収支予算書の承認について、事業計画書や予算書については、理事会で審議を行い評議員会では報告形式にすると、病院運営等における迅速な意思決定等に繋がると考える。
- 北部地区医師会の定款に定める活動範囲として、「北部地区」とは恩納村、金武町も含まれているのか。
- ⇒認識の通り恩納村、金武町以北の北部12市町村が北部地区医師会の活動エリアとなる。
- スケジュールについて補足させて頂く。令和7年3月に設立総会を経て、4月に定款認証申請を行い、設立時代表理事名で出捐金を集め、その出捐金を以て5月を目途に設立登記を行い財団法人設立となる。

#### 4 閉会

以上